【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条 の調査を求めなかつた者

二　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　正当な理由がないのに、第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

四　正当な理由がないのに、第百二条の三十一第二項又は第百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　正当な理由がないのに、第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

四　正当な理由がないのに、第百二条の三十一第二項又は第百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

（改正前）

（新設）